

平成24年(三)第262号(第1事件), 同第318号(第2事件)

関西電力大飯原子力発電所3号機, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

(大阪地方裁判所第1民事部平成25年4月16日決定)

#### 決 定 理 由 骨 子

- 1 大飯発電所3号機及び4号機(以下「本件発電所」という。)は, 合理性が認められる安全上の基準を満たしていることが疎明されている。
- 2 債権者らが本件発電所について具体的危険性があると主張する事項は, いずれも具体的危険性があると疎明されているとはいえない。

#### 決 定 理 由 要 旨

- 1 人格権に基づき原子力発電所の仮の運転差止めの請求を受けた場合には, 債務者(電力会社等)側において, 当該原子力発電所に適用される安全上の基準に合理性があり, かつ当該発電所がこの基準を満たすことを主張疎明する必要があり, 債務者がその主張疎明を尽くさない場合には, 当該原子力発電所の安全性が確保されず, 深刻な災害を引き起こす危険性があることが事実上推認されるというべきである。債務者において, これらの点を主張疎明した場合には, 債権者側において人格権が侵害される具体的危険性があることを主張疎明しなければならない。
- 2 福島第一原子力発電所の事故発生後に経済産業大臣が各電力会社等に求めた緊急安全対策, シビアアクシデントへの対応に関する措置及びストレステストの実施において示された対策項目, 評価項目並びに原子力発電所再起動に当たっての安全性判断に関するいわゆる4大臣基準は, 総体として, 同事故までに存在した安全上の基準を一部代替ないし補完する基準ということができ, その基準は安全性に関する基準として合理性がある。また, 本件発電所は同事故までに存在した安全上の基準のほか上記の基準を満たしているということが出来るから, 債務者は, 安全性に関する主張疎明を尽くしたということが出来る。

### 3 債権者らによる具体的危険性に関する主張疎明について

#### (1) 制御棒挿入時間について

本件発電所において、制御棒挿入時間につき許容値を2.2秒とする定めはなく、2.2秒は、安全解析評価上の観点から設定された時間であり、安全性に対しては一応の評価の目安となる時間にすぎず、これを超えたとしても直ちに具体的危険性が肯定されるものではない。

また、3連動の地震が生じたとしても、制御棒挿入時間が2.2秒を超えると認めるには足りない。

仮に制御棒挿入時間が2.39秒であるとしても、具体的危険性があると認めるには足りない。

#### (2) F-6 破砕帯について

台場浜トレンチ内の地層のずれは地滑りによる可能性が高く、現在までに提出された証拠関係の下においては、断層運動によるものと認めるには足りない。その他F-6破砕帯が活断層であることを認めるに足りる事情は見当たらない。

#### (3) 津波の危険性について

債権者らが大規模な津波の根拠として引用する古文書等の記載は、債務者による文献調査と聞き取り調査の結果に照らすと信用性が低いし、債務者が行った津波堆積物調査の結果からは大津波の痕跡は見られないから、本件発電所のクリフエッジ（安全限界）である11.4メートルを超える大津波が襲来する可能性を認めるには足りない。